

四	三	二	一	条	平	省	○
発行方	用振等替法の適	の法發号名	成等二十九年七	件成三十	令三十九年	國債行示	財務省告示
		條律行稱	二十次年	次年	年と		
		項及の	及	九	七年		
		び根	び	の	号		
		そ拠	記	年	七		

五

ハロイ
方募

・別債行争非者特国札非
第参市及入価・別債発競
II 加場び札格第参市行争
非者特国発競 I 加場入行争の

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のより割高
申応りい

争市る参てしひ価一を場で競競とて価
入場も加、た価格国定特あ争争す得格
札特の者財後格競債め別つ入るらを
発別にご務に競争市る参て札札もれ募
行参よと大行入札特の者財同行に価額
一加るに臣わ札發別にご務時一よ格に
と者発応がれの行参よと大にとるをよ
い・行募各るの行参よと大にとるをよ
う第へ限國入募一加るに臣行い發そり
。II以度債入と者発応がわう行の加
非下額市札のい・行募各れ。一發重
価一を場で決。第へ限國る、下
格國定特あ定一I以度債入価一価均
競債め別つを及非下額市札格非格し

二 ハ 口

非者特国行争	非者特国	札非	入価	入価
価・別債	入価・別債	発競	札格	行札格
格第参市	札格第参市	行争	発競	発競
競Ⅱ加場	発競Ⅰ加場	入	行争額	行争

でた条特	でた条特	億はづ律十面行第公必七つ定う億額
二利第別	四利第別	千、き第五金し三債要億いにち円面
千付一會	千付一會	億付一會八額發四万額た条のな八て基、金
六国項計	四国項計	五百面行十円で利第發財千はづ財
百債のに	百債のに	百債のに三金し六、一付一行源四、き政
八に規関	三に規關	三に規關十額た条特兆国項のの十額發法
十つ定す	十つ定す	百つ定す五で利第別四債の特確万面行第
九いにる	九いにる	万いにる万三付一會千に規例保円金し四
億て基法	億て基法	億て基法円て基法円千国項計四つ定にを、額た条
円、づ律	円、づ律	円、づ律七債のに百いに規例保円金し四
額き第	額き第	額き第百に規關三て基する政三付一
面發四	面發四	九つ定す億はづるた運百国項
金行十	金行十	十いにる百、き法め當四債の
額し六	額し六	七て基法二額發律のに十に規

十
十
七
六

十
五

償 償
還 還
金 期
額 限

後 第
の 二
利 期
子 以

額 平 る い 日 每
面 成 利 て を 年
金 三 子 、 支 六
額 十 を そ 払 月
百 九 支 の 期 二
円 年 払 日 と 十
に 六 う 以 し 日
つ 月 。 前 、 及
き 二 六 各 び
百 十 月 支 十
円 日 間 払 二
に 期 月
属 に 二
す お 十

額面金額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{2}$

十
四

十
三
二

初
期
利
子

規 下 は 払 し 払 平
定 、 、 期 た 期 成
す 次 そ が 金 と 二
る 号 の 銀 額 し 十
期 及 翌 行 を 、 九
日 び 営 休 支 次 年
に 第 業 業 払 の 十
つ 十 日 日 う 算 二
い 六 に に 。 式 月
て 号 支 当 た に 二
同 に 払 た だ よ 十
じ お う る し り 日
。 い へ と 、 算 を
。 て 以 き 支 出 支

額面金額の総額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{16}{365}$

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I

る 定 り 払 募 年
。 す 算 込 入 ○
る 出 金 決 、
期 し 額 定 一
日 た に の パ
に 金 加 通 ।
払 額 え 知 セ
い を 、 を ン
込 第 次 受 ト
む 二 の け
も 十 算 た
の 号 式 者
と に に は
す 規 よ 、

二十九十八

払者入払元
込札場利
期參所金
日加支

平財日本
成務銀行
二十大臣
九年から
七月通知を
六月受けた
日受けた者